

令和 8 年度 南二見防潮堤等集積ごみ収集運搬業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等

履行場所 南二見防潮堤

工 種

[illegible]

令和8年度 南二見防潮堤等集積ごみ収集運搬業務委託単価一覧表

項 目	数量	単位	直接工事費	諸経費	本工事費 【設計単価】
ごみ収集運搬 分別・清掃含む	1	回			
パッカー車収集運搬 8m ³ 車 分別・清掃含む	1	回			
ダンプトラック収集運搬 2t車 分別・清掃含む	1	回			
合計					

総括情報表

単価適用年月日	0-08. 01. 01 (0)		
	今 回		前 回
工種区分 (公共) 施工地域区分 契約保証費用 週休 2 日補正	03 海岸 36 市街地 (DID補正) (1) - 3 02 計上しない 05 対象外		

頁0-0005/0012

当り

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0006/0012

[規格 1] 8m3車

[規格 2]

[摘要]

回 当 り

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0007/0012

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0008/0012

[規格 1] 2t車

[規格 2]

[摘要]

回 当 り

[illegible]

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0009/0012

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0010/0012

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

回 当 り

[illegible]

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0011/0012

[規格 1] 8m3車

[規格 2] 分別・清掃含む

[摘要]

回 当り

[illegible]

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0012/0012

[規格 1] 2t車

[規格 2] 分別・清掃含む

[摘要]

回 当り

[illegible]

東播磨港港湾緑地内トイレ

南二見防潮堤等集積ごみ収集運搬業務委託 仕様書

1 業務実施箇所

- (1) 南二見防潮堤（二見人工島南東護岸）
住所：明石市二見町南二見地先
- (2) 東播磨港港湾緑地内トイレ
住所：明石市二見町東二見地内
- (3) その他指示する関連施設

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

なお、契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は準備期間とし、この間においては、委託料は一切発生しないものとする。

3 ごみ収集運搬（分別・清掃含む）業務の実施方法について

- (1) 本業務の範囲は、南二見防潮堤及びその周辺並びに東播磨港港湾緑地内トイレとする。（位置図参照）
- (2) 本業務の実施回数は、4 月から 1 2 月までの期間は週 2 回（原則火曜日、金曜日）とし、1 月から 3 月までの期間は週 1 回（原則金曜日）とする。
- (3) 南二見防潮堤及びその周辺に設置されているごみ籠内のごみ並びにごみ籠周辺等に散在しているごみを、可燃ごみ、不燃ごみに分別したうえで収集し、明石クリーンセンターへ搬入すること。
- (4) 収集したごみは、パッカー車（可燃ごみ）及びダンプ車（不燃ごみ）により、運搬すること。
- (5) 東播磨港港湾緑地内トイレについては、トイレ内の可燃ごみ、不燃ごみを収集運搬すること。
- (6) 作業の回数及び指定した曜日での作業が困難な場合は、市担当者と協議のうえ、その指示に従って実施すること。
- (7) 清掃業務において疑義が生じた場合は、市担当者と協議の上作業を行うこと。

4 ごみの処分について

- (1) 収集したごみは、可燃ごみ・不燃ごみに分けて明石クリーンセンターに搬入し、処分すること。また、収集したごみの運搬時は、過積載による違法運行を防止するとともに、適切な管理によりごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。
- (2) 明石クリーンセンターでのごみの処分は、「ごみ搬入カード」を使用すること。
- (3) 「ごみ搬入カード」については、上記の準備期間内に市担当者まで届け出し、搬入車両 2 台分の発行を受けること。なお、届け出に必要な書類等については市担当者の指示に従うこと。
- (4) 搬入ごみの量については、明石クリーンセンター発行の検量書を添付し報告すること。

- (5) 明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等については、市担当課と協議し、その指示に従うこと。

5 収集ごみ処分費

- (1) 明石クリーンセンターでの収集ごみ処分費は、別途実績に応じて支払うものとする。
- (2) 当業務により発生した、明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等について、市担当課と協議の結果、産業廃棄物処分場等で処分する場合は、処分にかかる実費用を支払うものとする。
- (3) ごみ処分費納付状況確認のため、納付領収書の写しを市担当課へ提出すること。

6 作業車の明示

作業中及びごみ運搬、搬入時には、業務関係車であることが認識できるよう、下記内容を記した標章（A4サイズ）を車両の前面に掲示すること。

明石市都市局都市整備室公園・海岸課 業務関係車
令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
受託業者名：〇〇〇〇

7 再委託等の禁止について

本業務受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の主たる部分は、以下のとおりとする。

- ・ごみ収集運搬

8 特記事項

- (1) 業務実施回数については、ごみの状況により変更することがある。
- (2) 各項目の契約単価は、落札者の入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計に占める割合」に応じて比例按分し決定する。
- (3) 「集積ごみ分別・清掃作業」の業務体制については、実績を踏まえ計5名から計4名作業へと見直している。